

2024 年度「歯学教育評価」の結果について

I. 歯学教育評価の目的

本協会の評価事業は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第3条）という目的に基づいて行われます。そして、歯学教育評価では、より具体的に以下の2つの目的を掲げています。

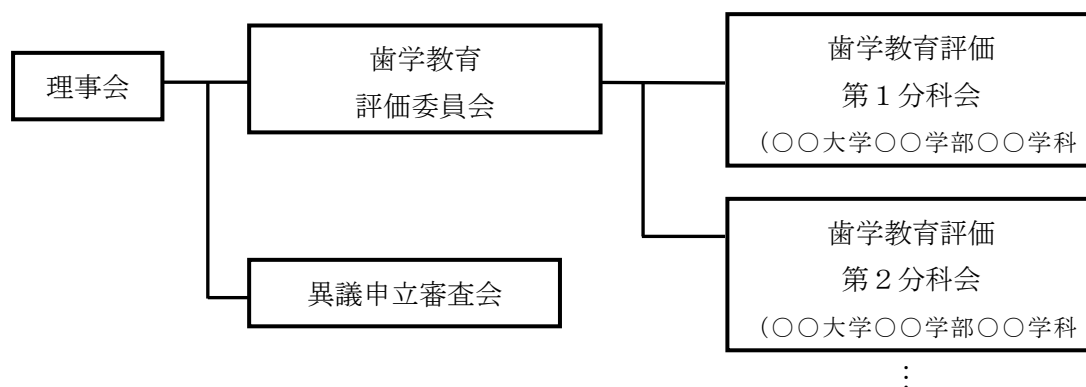
- ① 歯学教育に関する基準の適合判定を行うことにより、当該歯学教育課程の質を社会に対して保証すること
- ② 評価結果の提示やアフターケア等を通じて、当該歯学教育課程の質の維持及び向上を継続的に支援すること

上記のような目的を果たしていくために、2021 年度より歯学教育評価を開始し、2022 年度に初めての申請を受理して以降、評価を実施してきました。特に、①に関しては、当該歯学教育課程の目的の達成に向けた活動の実施と、自己点検・評価を教育研究活動の改善に結びつけるためのシステムの整備という2点を重視しています。

II. 歯学教育評価の組織体制

本協会の歯学教育評価では、下掲のような組織体制が採用されています。

歯学教育評価組織体制図



各組織体の構成などは、下表のとおりであり、異議申立審査会を除きいずれも歯学教育課程の教員、歯科医師資格の有資格者、外部有識者から構成されます。また、「歯学教育評価分科会」は申請歯学教育課程ごとに設けられます。

歯学教育評価関係会議体の構成等

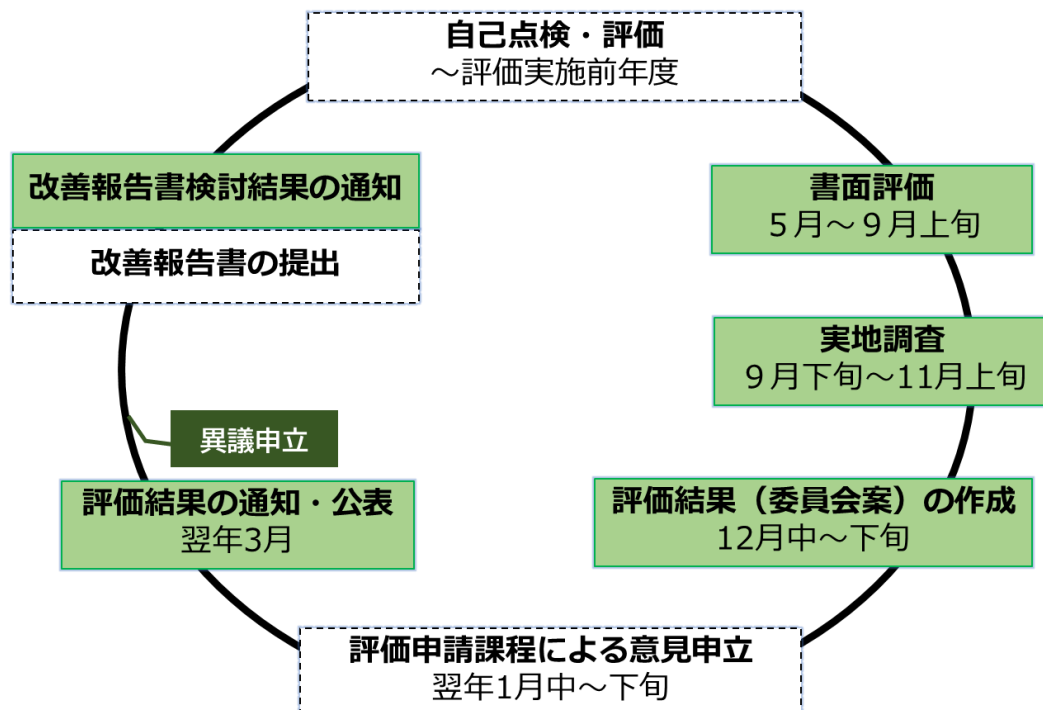
組織体	人数	備考
歯学教育評価委員会	10 名以内	必要に応じて幹事を置くことがある。
歯学教育評価分科会	原則 4 名	主査 1 名と委員 3 名から構成される。必要に応じて委員を増員する場合や、オブザーバーが参加する場合もある。
異議申立審査会	5 名	独立性を保障するため、異議申立審査会の審査長及び委員は以下について兼務できない。 ・本協会の評議員並びに理事及び監事 ・歯学教育評価委員会委員若しくは幹事又は歯学教育評価分科会主査若しくは委員

Ⅲ. 歯学教育評価のプロセス

1. 評価プロセス

本協会の実施する歯学教育評価のプロセスは、以下の図のようになります。

評価プロセス



歯学教育評価の結果、歯学教育に関する基準に適合していないと判定された大学は、その判定の基礎となる事実と誤認がある場合、異議申立を行うことができます。異議申立に対する審査は、異議申立審査会、理事会において行い、異議申立に対する審査結果を取りまとめます。

また、歯学教育評価の1年間のプロセスを時系列に取りまとめると下表のようになります。

年間の評価プロセス

歯学教育 評価分科会	評価者研修 セミナー	評価の内容・方法や守秘義務等に関する内容の学習
	書面評価	提出資料に基づく書面評価、主査・委員による審議
	実地調査	当該大学での面談調査、学生インタビュー、資料閲覧、施設・設備見学
歯学教育 評価委員会	各分科会より提出された分科会報告書に基づく評価結果（委員会案）の作成、意見申立への対応、評価結果（案）の作成	
理事会	歯学教育評価委員会より提出された評価結果（案）の審議	

2. 提言とアフターケア

（1）提言

評価結果においては、内容に応じて下表のような4種類の「提言」を付すことがあります。

歯学教育評価結果における提言

種類	内容
長 所	基本的な使命や固有の目的の達成に向けて成果・機能が認められる取組み
特 色	固有の目的に即した特色ある取組み
検討課題	十分な検討と改善に向けた一層の努力が望まれる事項
是正勧告	早急に改善措置を講じる必要がある事項

（2）アフターケア

基準に適合していると判定された大学は、上記の「提言」のうち、評価結果に「検討課題」及び「是正勧告」が付された場合、評価の終了後、本協会が指定する期日までに「改善報告書」を提出する必要があります。提出された「改善報告書」は、歯学教育評価委員会において検討を行い、その結果は各大学に通知します。

基準に適合していないと判定された大学は、不適合の原因となった事項について、評価を受けた翌年度又は翌々年度のいずれか年度に、1回に限り追評価を申請することができます。

す。

IV. 歯学教育評価結果の構成

項目名	内容
評価結果	「歯学教育に関する基準」への適合状況
	認定期間
総 評	評価結果の全体的な概要（当該歯学教育課程の目的、特色ある取組み、改善が求められる事項や今後の課題等）
歯学教育に関する基準の 各項目における概評及び 提言	「概評」
	「提言」（「長所」、「特色」、「検討課題」、「是正勧告」）

V. 2024 年度の歯学教育評価の結果

1. 申請歯学教育課程及び適合判定

（1）歯学教育評価

設置形態	歯学教育課程の名称	判定
私立	朝日大学 歯学部 歯学科	適合
国立	徳島大学 歯学部 歯学科	不適合

※徳島大学の判定は、同大学からの異議申立を受け、異議申立審査会、理事会において審議を行った後のものです。

2. 2024 年度歯学教育評価関係委員会等名簿

（1）歯学教育評価委員会名簿

役 名	氏 名	所 属 名
委員長	西 原 達 次	元 九 州 歯 科 大 学
副委員長	羽 村 章	日 本 歯 科 大 学
委員	一 戸 達 也	東 京 歯 科 大 学
委員	近 藤 尚 知	愛 知 学 院 大 学

委員	末 瀬 一 彦	日 本 歯 科 医 師 会
委員	高 橋 信 博	東 北 大 学
委員	田 口 則 宏	鹿 児 島 大 学
委員	長 島 正	大 阪 大 学
委員	山 本 一 世	大 阪 歯 科 大 学
委員	横 江 浩 司	日 本 歯 科 企 業 協 議 会
幹 事	荒 木 孝 二	元 東 京 科 学 大 学 (旧東京医科歯科大学)
オブザーバー	大 坪 真 実	厚 生 労 働 省
オブザーバー	竹 本 浩 伸	文 部 科 学 省

(2025 年 3 月 31 日現在)

(2) 歯学教育評価分科会名簿

朝日大学歯学部歯学科

役 名	氏 名	所 属 名
主 査	田 口 則 宏	鹿 児 島 大 学
委員	佐 藤 聡	日 本 歯 科 大 学
委員	谷 本 幸 太 郎	広 島 大 学
委員	上 田 賢	日 本 歯 科 医 師 会

徳島大学歯学部歯学科

役 名	氏 名	所 属 名
主 査	山 本 一 世	大 阪 歯 科 大 学
委員	岡 田 明 子	日 本 大 学
委員	築 山 能 大	九 州 大 学
委員	西 岡 政 道	日 本 歯 科 医 師 会

(2025 年 3 月 31 日現在)

(3) 異議申立審査会名簿

役 名	氏 名	所 属 名
審査長	松 尾 太 加 志	北 九 州 市 立 大 学
委員	圓 月 勝 博	同 志 社 大 学
委員	島 岡 清 美	弁 護 士 法 人 ラ イ ズ 綜 合 法 律 事 務 所
委員	中 根 正 義	芝 浦 工 業 大 学 柏 中 学 高 等 学 校
委員	吉 川 尚 宏	A. T. カ ー ニ ー 株 式 会 社

(2025 年 5 月 31 日現在)

3. 2024 年度歯学教育評価のスケジュール

(1) 歯学教育評価

2024 年 ～ 1 月末	評価申請書の提出
2 月	歯学教育評価委員会の開催※ ¹
4 月	評価関連資料の提出
5 月	評価者研修セミナーの開催※ ¹
～ 7 月下旬	分科会主査・委員による評価所見の作成、 分科会委員による分科会報告書（原案）のとりまとめ
～ 8 月中旬	分科会主査による分科会報告書（原案）の確認
7 月下旬～8 月上旬	分科会の開催※ ¹
実地調査 5 週間前まで	分科会報告書（案）の作成・申請歯学教育課程への送付
10 月下旬	実地調査の実施※ ² 分科会報告書の完成
11 月下旬	歯学教育評価委員会正・副委員長、幹事による検討・審議※ ¹
12 月上旬	歯学教育評価委員会の開催（評価結果（委員会案）の作成）※ 1
12 月下旬	評価結果（委員会案）の申請歯学教育課程への送付（意見申立 の受付け）
2025 年 2 月上旬	歯学教育評価委員会の開催（評価結果（案）の作成）※ ¹
2 月下旬	理事会の開催（評価結果の確定）
4 月下旬	異議申立審査会の開催

5 月下旬	理事会の開催（異議申立に対する審査結果の確定）
-------	-------------------------

※1：評価に係る各種会議、研修等は、審議・検討内容等に応じて、メール審議、対面形式、ウェブ会議、対面形式・ウェブ会議併用のいずれかの方法により実施しました。特に慎重な審議を要する場合には、対面形式又は対面形式・ウェブ会議併用により実施しました。

※2：実地調査は、評価者が現地を訪問して実施しました。